保険料等収入		535,546,251
その他の業務収入		45,980
小計	△	883,402
利息の受取額		340,000
消費税等の納付による支出	△	13,217,500
業務活動によるキャッシュ・フロー	△	13,760,902
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△	319,873,920
有価証券の償還による収入		640,000,000
敷金の返還による収入		9,642,738
投資活動によるキャッシュ・フロー		329,768,818
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー		
財務活動によるキャッシュ・フロー		―
Ⅳ　資金増加額		316,007,916
Ⅴ　資金期首残高		208,718,351
Ⅵ　資金期末残高		524,726,267

利益の処分に関する書類

（簡易生命保険勘定）　（単位：円）

Ⅰ　当期未処分利益		2,952,369,609
当期総利益	2,952,369,609	
Ⅱ　利益処分額		2,952,369,609
積立金	2,952,369,609	

行政サービス実施コスト計算書

平成23年４月１日から平成24年３月31日まで

（簡易生命保険勘定）　（単位：円）

科目	金		額
Ⅰ　業務費用			
⑴　損益計算書上の費用			
保険金等支払金	14,288,038,282,667		
資金調達費用	337,131,278,005		
事業費	446,251,201		
一般管理費	133,412,494		
その他経常費用	1,885,238,750	14,627,634,463,117	
⑵　（控除）自己収入等			
保険料等収入	△ 14,270,931,931,977		
資産運用収益	△ 337,131,698,752		
その他経常収益	△ 22,523,201,997	△ 14,630,586,832,726	
業務費用合計			△ 2,952,369,609
Ⅱ　引当外退職給付増加見積額			3,070,563
Ⅲ　機会費用			
政府出資等の機会費用			6,895,000
Ⅳ　行政サービス実施コスト			△ 2,942,404,046

注　記　事　項

Ⅰ．重要な会計方針

当事業年度より、改訂後の独立行政法人会計基準を適用して、財務諸表等を作成しております。

１．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物　15年

その他の有形固定資産　５～20年

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。

２．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

役職員の退職給付に備えるため、期末における要支給額の全額を計上しております。

なお、出向職員に係る退職給付については、出向元において退職金が支給されるため計上しておりません。

また、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額については、国からの出向役職員に係る自己都合による期末退職手当所要額と期首退職手当所要額の差額を計上しております。

３．引当金の計上基準

⑴　賞与引当金及び役員賞与引当金

役職員の賞与の支出に備えるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

⑵　時効保険金等払戻引当金

時効処理を行った保険金等について契約者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引き当てております。

４．有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券

償却原価法（定額法）

５．行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

政府出資の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成24年３月末利回りを参考に0.985%で計算しております。

６．消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

７．支払備金の計上根拠及び計上基準

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成17年法律第101号）第24条の規定に基づき、支払義務が発生した保険金等のうち、まだ支出していない金額を計上しております。

ただし、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令（平成19年総務省令第98号）第28条第２項の規定に基づき、再保険を付した部分に相当する簡易生命保険支払備金は、積み立てておりません。